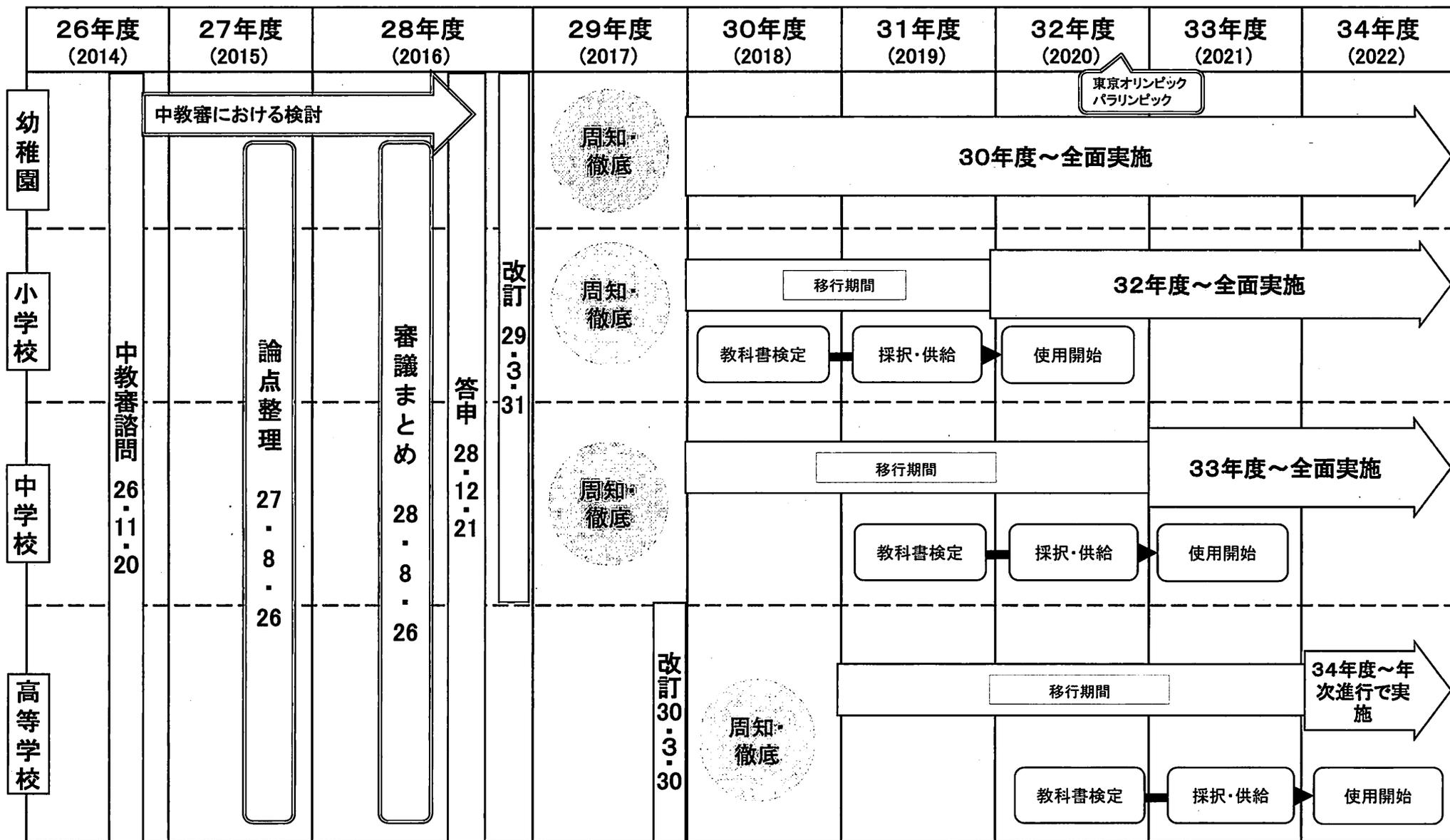


3

新たな学習指導要領の円滑な実施
に向けて

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール



特別支援学校学習指導要領(幼稚部及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
 特別支援学校学習指導要領(高等部)についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。

学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

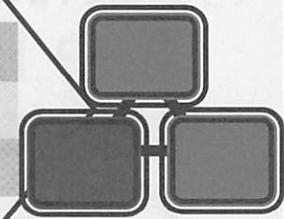
学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については、些末な事実に知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしなが、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

＜社会に開かれた教育課程＞

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

学習指導要領（平成29年3月31日公示）における「目標」及び「内容」の構成

各教科等の「目標」「内容」の記述を、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理

目 標

小学校学習指導要領 <現行>

第2章 各教科 第1節 国語 第1 目標

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。

小学校学習指導要領 <改訂後>

第2章 各教科 第1節 国語 第1 目標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。【知識及び技能】
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。【思考力、判断力、表現力等】
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】

内 容

中学校学習指導要領 <現行>

第3節 数 学 第2 各学年の目標及び内容 〔第1学年〕

2 内容

A 数と式

- (1) 具体的な場面を通して正の数と負の数について理解し、その四則計算ができるようにするとともに、正の数と負の数を用いて表現し考察することができるようにする。
 - A 正の数と負の数の必要性和意味を理解すること。
 - イ 小学校で学習した数の四則計算と関連付けて、正の数と負の数の四則計算の意味を理解すること。
 - ウ 正の数と負の数の四則計算をすること。
 - エ 具体的な場面で正の数と負の数を用いて表したり処理したりすること。

中学校学習指導要領 <改訂後>

第3節 数 学 第2 各学年の目標及び内容 〔第1学年〕

2 内容

A 数と式

- (1) 正の数と負の数について、数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - A 次のような知識及び技能を身に付けること。【知識及び技能】
 - (ア) 正の数と負の数の必要性和意味を理解すること。
 - (イ) 正の数と負の数の四則計算をすること。
 - (ウ) 具体的な場面で正の数と負の数を用いて表したり処理したりすること。
 - イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。【思考力、判断力、表現力等】
 - (ア) 算数で学習した数の四則計算と関連付けて、正の数と負の数の四則計算の方法を考察し表現すること。
 - (イ) 正の数と負の数を具体的な場面で活用すること。

主体的・対話的で深い学びの実現 (「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善) について (イメージ)

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

【例】

- 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- 「キャリア・パスポート(仮称)」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする



主体的な学び
 対話的な学び
 深い学び

学びを人生や社会に
 生かそうとする
 学びに向かう力・
 人間性等の涵養

生きて働く
 知識・技能の
 習得

未知の状況にも
 対応できる
 思考力・判断力・表現力
 等の育成



【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

【例】

- 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広める
- あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る



【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

【例】

- 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通して集団としての考えを形成したりしていく
- 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく

カリキュラム・マネジメントの3つの側面

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していく。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立する。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる。

小学校の標準授業時数

〔 改 訂 後 〕

〔 現 行 〕

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
特別の教科 である道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70	280
外国語活動	-	-	35	35	-	-	70
外国語	-	-	-	-	70	70	140
合計	850	910	980	1015	1015	1015	5785

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70	280
外国語活動	-	-	-	-	35	35	70
合計	850	910	945	980	980	980	5645

※ この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

※ 各教科の授業について、15分程度の短い時間を活用して学習活動を行う場合については、総授業時間数や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。

中学校の標準授業時数

〔 改 訂 後 〕

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
特別の教科 である道徳	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
合計	1015	1015	1015	3045

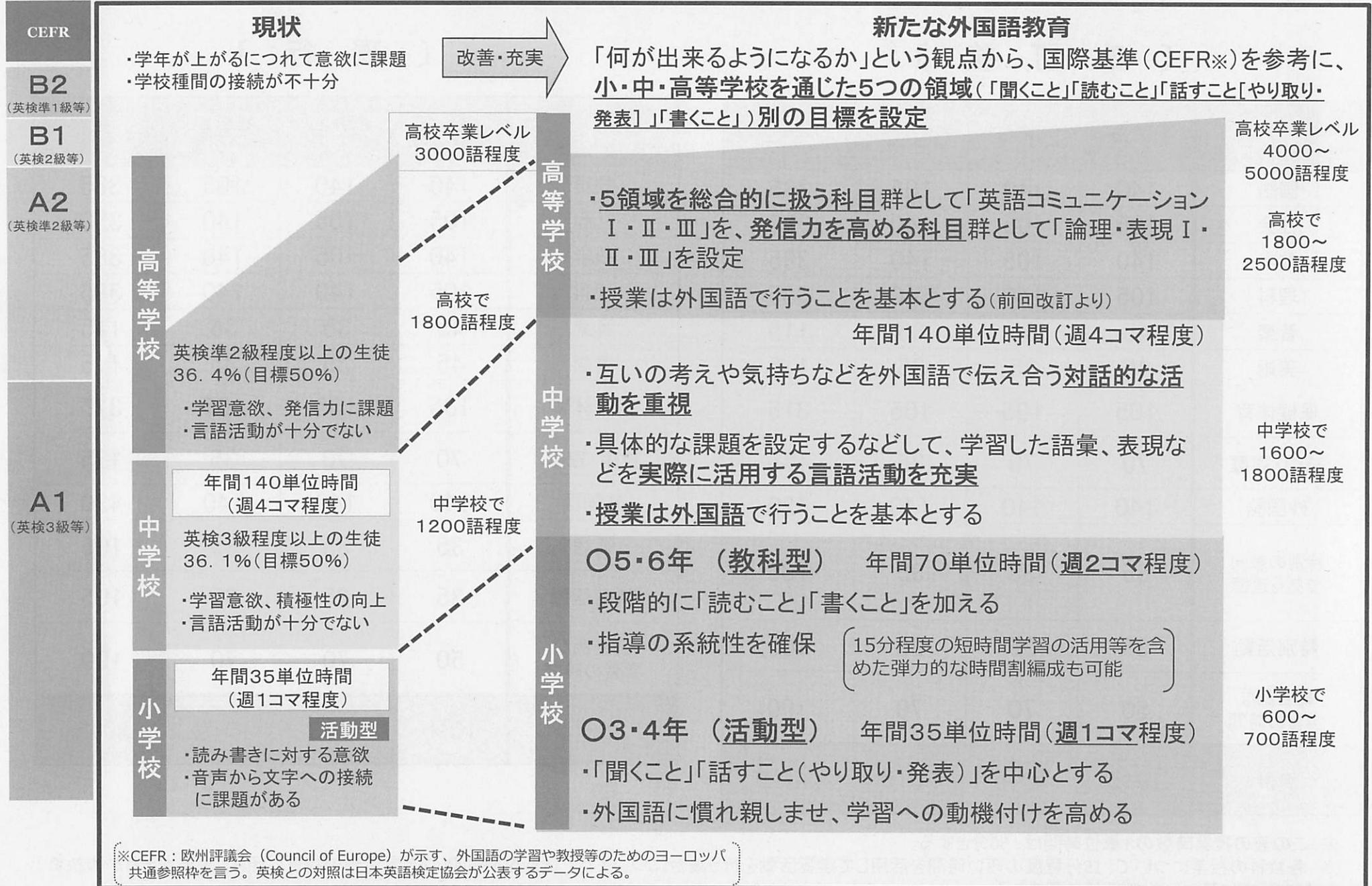
〔 現 行 〕

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
道徳	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
合計	1015	1015	1015	3045

※ この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

※ 各教科の授業について、15分程度の短い時間を活用して学習活動を行う場合については、総授業時間数や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。

外国語教育の抜本的強化のイメージ



新学習指導要領を踏まえたプログラミング教育の推進について

- 予測困難な社会においては、情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用していく力が求められているところであり、プログラミング教育を含む情報活用能力を育成していくことはますます重要となっている。
- コンピュータは人々の生活の様々な場面で活用されているが、コンピュータを単に便利な「魔法の箱」ではなく、それがプログラムなどによって動いていることなど、その仕組みを知ることにより、主体的に活用できるようになることが必要であり、これからの社会を生きていく子供たちにとって、将来どのような職業に就くとしても、極めて重要なこととなっている。

新学習指導要領における情報教育の充実 (小学校：2020年度～、中学校：2021年度～、高等学校：2022年度～実施)

- 「情報活用能力」を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」として位置付け、育成。
- 情報活用能力の育成を図るため、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実を図ることに配慮。
- 小学校でプログラミング教育を必修化とするなど、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育を充実。

小学校

文字入力など基本的な操作を習得、新たにプログラミング的思考を育成（**プログラミング教育の必修化**）。

中学校

技術・家庭科（技術分野）においてプログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実。

高等学校

情報科において**共通必修**修科目「**情報Ⅰ**」を新設。全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学習。「情報Ⅰ」に加え、選択科目「**情報Ⅱ**」を開設。

小学校プログラミング教育の円滑な実施に向けた文部科学省の取組

- 「小学校プログラミング教育の手引（第一版）」の取りまとめ・公表
(平成30年3月30日公表)
- 「未来の学びコンソーシアム」との連携した実践事例の情報提供等
- プログラミング教育の指導事例（GP）の創出と普及 (平成30年度事業)
- 校内研修に活用できる教員研修用教材の作成 (平成30年度事業)
- 地域の研修リーダーとなる教員等を対象としたセミナーの実施 (平成30年度事業)

「小学校プログラミング教育の手引（第一版）」

教師が抱えている不安を解消し、安心して取り組めるようまとめたもの。

→本手引などを参照いただき、**2020年度からの全面実施に向けた計画的な準備をお願いします。**

新学習指導要領における体験活動の位置づけ

小学校学習指導要領（抄）（平成29年3月31日文部科学省告示）

第1章 総則の第1（抜粋）

※中学校学習指導要領中にも同趣旨の規定あり

学校の教育活動を進めるに当たっては、(略)道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

同第3（抜粋）

児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

同第6（抜粋）

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、(略)学校や学級内の人間関係や環境を整えとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。

第3章 特別の教科 道徳の第3（抜粋）

(略)特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

第5章 総合的な学習の時間の第3（抜粋）

(4) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動（中略）を積極的に取り入れること。

(5) 体験活動については、（中略）探求的な学習の過程に適切に位置付けること。

第6章 特別活動の第2（抜粋）

自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。

【参考】学習指導要領解説 特別活動（抜粋）

宿泊を伴う行事を実施する場合は、(略)農林水産業に関わる体験活動等その地域の特色や産業等に対する理解を深める活動を取り入れることも望ましい。また、集団宿泊活動については、（中略）いじめの未然防止等や不登校児童生徒の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等の高い教育効果が期待される。そこで、学校の実態や児童の発達の段階を考慮しつつ、一定期間（例えば1週間（5日間）程度）にわたって行うことが望まれる。

道徳の「特別の教科」化(学習指導要領の一部改正)

- ・教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえ、学習指導要領の一部を改正し「道徳の時間」(小・中学校で週1時間)を「特別の教科 道徳」(「道徳科」)(引き続き週1時間)として新たに位置付ける(平成27年3月27日)
- ・小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から全面实施

具体的なポイント

【特別の教科】

道徳は、学級担任が担当することが望ましいと考えられること、数値などによる評価はなじまないと考えられることなど、各教科にない側面があるため、「特別の教科」という新たな枠組みを設け、位置付ける。

- ☑ 道徳科に検定教科書を導入
- ☑ 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
 - 「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加
- ☑ 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- ☑ 数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます評価(記述式)
指導要録の様式例は示すが、調査書(いわゆる内申書)には記載せず、中学校・高等学校の入学者選抜に使用しない
※私立小・中学校はこれまでどおり、「道徳科」に代えて「宗教」を行うことが可能

「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換により児童生徒の道徳性を育む。

児童生徒の学習評価に関するワーキンググループの設置について

平成29年7月設置

○設置の目的

平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、平成29年3月に小・中学校学習指導要領が、同年4月に特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が改訂された。また、今後、高等学校学習指導要領等の改訂も予定されている。今回の改訂を踏まえ、新しい学習指導要領の下での児童生徒の学習評価の在り方について検討を進める必要がある。

このため、教育課程部会の下に、児童生徒の学習評価に係る専門的な調査審議を行うためのワーキンググループを設置する。

○主な検討事項

- (1) 児童生徒の学習評価の在り方に関する事項
- (2) 指導要録の改善に関する事項
- (3) 学習評価に関する参考資料の在り方に関する事項
- (4) その他

指導要録の評価をどう？
「主体的」の評価の在り方

※ 年内を目途に、ワーキンググループとしての一定の考え方をとりまとめ予定。

学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

【移行期間における基本方針】

- ◆新学習指導要領への移行のための期間(小学校:平成30、31年度、中学校:平成30～32年度)において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。
- ◆指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは、積極的に新学習指導要領による取り組みができるようにする。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

【移行措置の内容】

(1)教科等ごとの取扱い

①総則、総合的な学習の時間、特別活動

→教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領による。

②指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科

→指導する学年の変更などにより指導内容の欠落が生じることのないよう特例を定める。(小:国語、社会、算数、理科 中:国語、社会、数学、理科、保健体育)

③上記以外の教科

→新学習指導要領によることができることとする。(小:生活、音楽、図画工作、家庭、体育 中:音楽、美術、技術・家庭、外国語)

④道徳科

→平成27年3月の一部改正により特別の教科化をしており、小学校は平成30年度から新学習指導要領によることとし、中学校は平成31年度から新学習指導要領による(平成30年度は先行可能)。

(2)小学校における外国語

→下記の表の授業時数のとおり外国語活動を実施することとし、新学習指導要領の外国語活動(3、4学年)及び外国語科(5、6学年)の内容の一部を加えて必ず取り扱うものとする。

【授業時数の特例】

- ◆平成30、31年度における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、下表に定める時数を標準とし、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとする。

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
外国語活動の授業時数			15	15	50	50
総授業時数	850	910	960	995	995	995

【留意事項】

- ◆目標や内容を2学年又は3学年まとめて示している教科については、全面実施の年度を見通した適切な指導計画を作成して指導すること。
- ◆移行期間中に実施する入学者選抜に係る学力検査における出題範囲は、特例の内容に留意し、学年ごとに児童生徒が履修している内容を踏まえたものになるよう十分配慮すること。

新学習指導要領移行措置に対応する算数・数学、理科の補助教材の作成・配布事業(新規)

平成30年度予算額 148百万円

新学習指導要領への移行期間中に、指導内容が追加される算数・数学、理科について教科書に準拠した補助教材を作成し、児童生徒に配布

<補助教材の必要性>

- 算数・数学、理科について、新学習指導要領への移行期間(※1)中に現行学習指導要領に追加して指導する内容(※2)の一部は、現在児童生徒が用いている教科書には含まれていないため、それを補完する教材が必要。
- 教員の指導のしやすさ、児童生徒の使いやすさの観点から、現在、児童生徒が使用している教科書に準拠した補助教材を、教科書会社に依頼し作成。
- 補助教材に記載すべき内容が年度毎に異なるため、それぞれの年度毎に補助教材を作成し、配布。

(※1)小学校の移行期間:平成30年4月1日～平成32年3月31日 中学校の移行期間:平成30年4月1日～平成33年3月31日

(※2)例えば、小学校算数の「速さ」は現行学習指導要領では第6学年の指導内容であったが、新学習指導要領では第5学年の指導内容となっているため、平成32年度の全面実施時に第6学年を迎える平成31年度の第5学年の児童は第6学年で「速さ」を学習しないことになってしまうため、移行措置により、第5学年で指導する内容として追加している。

<作成が必要な補助教材の一覧>

教科	対象年度・学年	補助教材の内容
小学校算数	平成31年度第5学年用	速さ
	平成31年度第4学年用	小数を用いた倍、簡単な割合
中学校数学	平成31年度第1学年用	素数の積、累積度数、四分位範囲、箱ひげ図 (第2学年でも使用)
	平成32年度第1学年用	素数の積、累積度数、統計的確率
中学校理科	平成31年度第1学年用	2力のつりあい、放射線の性質と利用 (第2学年でも使用)
	平成32年度第1学年用	2力のつりあい、動物の仲間

作成形式:各教科書別に作成

配布対象:移行期間中に算数・数学、理科で補助教材が必要な指導内容が追加される全ての児童生徒・担任教師等

【経費内訳】

- ・教材編集
(人件費、旅費、会議費等) 23百万円
- ・教材印刷・製本
(用紙代、印刷費、製本費等) 71百万円
- ・教材配布
(梱包費、発送料等) 53百万円

補助教材の作成・配布に要する経費
148百万円